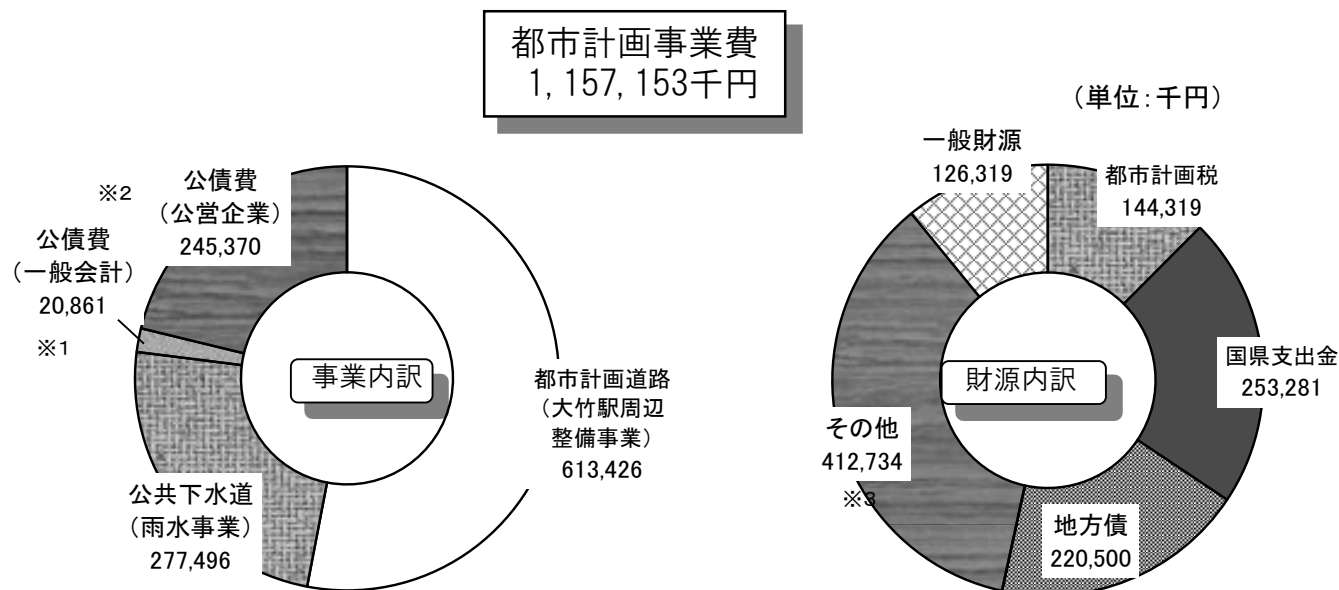


5 令和2年度都市計画事業の内訳

平成21年度から導入している都市計画税は、都市計画事業に要する経費に使う目的税です。

都市計画事業とは、県知事の認可を受けて行う「都市計画施設」の整備に関する事業及び「市街地再開発事業」をいいます。大竹市では、これまで主に都市計画道路事業、公共下水道事業、公園事業を、県知事の認可を受けて実施しています。

令和2年度に実施した都市計画事業の事業内訳と財源内訳は、以下の通りです。



都市計画税は、大竹駅周辺整備事業、南栄下白石線外1路線道路改築事業、雨水事業等の事業費や公債費に使われています。

- ※1 公債費（一般会計）とは、過去に一般会計において実施してきた都市計画事業（都市計画道路事業）のために発行した地方債の元利償還金です。
- ※2 公債費（公営企業）とは、過去に公営事業会計において実施してきた都市計画事業（公共下水道事業）のために発行した地方債（企業債）の元利償還金です。
- ※3 その他には、下水道使用料等が含まれます。
- ※4 本表は、地方財政状況調査作成要領に基づき作成しています。